

環境性能に優れた自動車の取得・継続保有に対する

自動車重量税

自動車取得税

が免除・軽減されます。



なるほど!環境に優しいクルマほど、
税負担が軽減されるんだね。

自動車重量税 対象期間(予定) 平成**21**年**4**月**1**日から 平成**24**年**4**月**30**日まで

自動車重量税は自動車の重量に対して課税される国税です。車検時に、車検の有効期間年数分を納税します。[税額:6,300円/0.5t(自家用乗用車の場合)]

新しく車のご購入、または保有している車の継続使用をお考えの方へ

- 次世代自動車*の新規検査、継続検査等(当該期間内に最初に受ける検査1回分に限り)に係る自動車重量税が「免税」されます。
- 低燃費・低排出ガス認定車における新規検査、継続検査等(当該期間内に最初に受ける検査1回分に限り)に係る自動車重量税が「軽減」されます。

自動車取得税 対象期間(予定) 平成**21**年**4**月**1**日から 平成**24**年**3**月**31**日まで

自動車取得税は、車の取得に対し課税される地方税です。購入する車によって税率が異なります。[税率:5%(自家用乗用車)、3%(営業車、軽自動車)]

新しく車のご購入をお考えの方へ

- 次世代自動車*の新車取得時における自動車取得税が「免税」されます。
- 新車以外の次世代自動車*の取得時における自動車取得税が「軽減」されます。
- 低燃費・低排出ガス認定車の新車取得時における自動車取得税が「軽減」されます。

【次世代自動車】電気自動車(燃料電池自動車を含む)、プラグインハイブリッド自動車、クリーンディーゼル自動車、ハイブリッド自動車、天然ガス自動車
*一定の性能要件を満たすもの(詳細は裏面参照)

(社)日本自動車工業会 (社)日本自動車販売協会連合会 (社)全国軽自動車協会連合会
(社)日本中古自動車販売協会連合会 (社)日本自動車整備振興会連合会 日本自動車輸入組合 (社)日本自動車会議所

[自動車重量税][自動車取得税] が免除・軽減されるエコカー



	次世代自動車*	低燃費・低排出ガス認定車 (乗用車・軽自動車等)		重量車 (車両総重量が3.5tを超えるディーゼル車のバス・トラック等)	
	電気自動車 (燃料電池自動車を含む) プラグインハイブリッド自動車 クリーンディーゼル自動車 ハイブリッド自動車 天然ガス自動車	低排出ガス車 平成17年排出ガス基準値 75%軽減達成車 平成22年度燃費基準値より25%以上達成車	低排出ガス車 平成17年排出ガス基準値 75%軽減達成車 平成22年度燃費基準値 15%・20%以上達成車	平成21年 排出ガス規制適合車 平成27年度 燃費基準達成車	低排出ガス重量車 平成17年 排出ガス規制適合 かつ排出ガス基準値より NOx又はPM10%以上低減達成車 平成27年度 燃費基準達成車
自動車重量税	免税	75%軽減	50%軽減	75%軽減	50%軽減
自動車取得税 (新車に限る)	免税	75%軽減	50%軽減	75%軽減	50%軽減

*燃費基準とは、省エネ法に基づき定められている燃費基準値をいい、燃費基準を上回るレベルに応じ、ステッカーが車体に貼付されます。
*低排出ガス認定車とは、低排出ガス規制値に対し、低減しているレベルに応じ、国土交通大臣の認定を受けたものです。

●「自動車重量税」「自動車取得税」の時限的減免措置が適用された場合の クルマ1台あたりの減税額試算

	重量税	取得税	合計
次世代自動車(乗用車)	56,700円	81,000円	137,700円
乗用車(自家用) 平成22年度燃費基準値 25%以上達成車	42,600円	60,800円	103,400円
軽自動車(自家用) 平成22年度燃費基準値 25%以上達成車	9,900円	20,300円	30,200円
乗用車(自家用) 平成22年度燃費基準値 15%以上達成車	28,400円	40,500円	68,900円
軽自動車(自家用) 平成22年度燃費基準値 15%以上達成車	6,600円	13,500円	20,100円
重量車(トラック・バス(自家用))	47,300円	180,000円	227,300円

【前提条件】乗用車(自家用):車両本体価格180万円、車両重量1.5t未満 軽自動車(自家用):車両本体価格100万円
重量車(トラック・バス(自家用)):車両本体価格800万円、車両総重量15t、50%軽減にて新車を購入した場合

低燃費・低排出ガス認定車等は、上記のほか、自動車グリーン税制(自動車税)の対象となります。また、中古車には上記措置以外の制度(自動車取得税)があります。なお、上記減税額は一定の条件下での試算であり、実際には車両価格等により異なります。詳しくは、お近くの販売ディーラーまたは自動車整備事業者(継続検査等のみ)までお問合せください。

*[自動車重量税][自動車取得税]が免除される次世代自動車の要件

- 【電気自動車(燃料電池自動車を含む)】
- 【プラグインハイブリッド自動車】
- 【クリーンディーゼル自動車】平成21年排出ガス規制に適合したディーゼル乗用車
- 【ハイブリッド自動車(3.5t以下)】平成22年度燃費基準値より25%以上燃費性能が良く、平成17年排出ガス規制に適合し、かつ、平成17年排出ガス基準値より75%以上NOxの排出量が少ないもの
- 【ハイブリッド自動車(3.5t超)】平成27年度燃費基準値以上の自動車、平成17年排出ガス規制に適合し、かつ、排出ガス基準値よりNOx又はPM10%以上低減達成車
- 【天然ガス自動車(3.5t以下)】平成17年排出ガス規制に適合し、かつ、平成17年排出ガス基準値より75%以上NOxの排出量が少ないもの
- 【天然ガス自動車(3.5t超)】平成17年排出ガス規制に適合し、かつ、平成17年排出ガス基準値より10%以上NOxの排出量が少ないもの

● 経済・雇用効果

今回の措置により、国内自動車販売数約31万台押上げの経済効果、自動車産業全体で約1万人の雇用効果を見込んでいます。